



財務省 長崎税関

「密輸取締強化期間」のお知らせ

長崎税関では、令和8年5月11日（月）～5月25日（月）の間、「密輸取締強化期間」として、覚醒剤等の不正薬物、けん銃、金地金、テロ関連物資などの密輸防止のため、水際取締りを強化します。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

密輸情報の提供のお願い

不正薬物などの密輸の情報は

密輸ダイヤル **0120-461-961** (24時間受付)

スマホ・パソコンからは…☆税関密輸情報サイト☆

<https://www.customs.go.jp/mizugiwa/mitsuyu/mitsuyu-dial.htm>



没収! 罰金! 懲役!
金製品は申告が必要です。
「知らなかった」は通じません!

申告せずに持ち込むと、**1,000万円**または**貨物の価格の5倍の罰金**が科せられる可能性があります。

税関は、日本の社会秩序を守るため港や空港において24時間365日、密輸の監視・取締りにあたっています。

税関ホームページ www.customs.go.jp/

税関 検査

24h 密輸ダイヤル **0120-461-961**

密輸阻止

税関は、不正薬物をはじめとする、社会の安全・安心を脅かす物品を、全国の港や空港などの水際で、24時間取り締まっています。

税関
密輸ダイヤル(24h) 0120-461-961
税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/>